

〈研究ノート〉

地域の安全と商品

——京都の事例を差しはさみながら——

守 屋 晴 雄

目 次

- はじめに
- § 1 地域の概念
- § 2 生活の安全と地域の安全
- § 3 地域の安全と商品
- おわりに

はじめに

「生活の安全と商品」と題する直近の拙稿¹⁾（以下、拙稿という）で筆者は生活の安全と商品のかかわりについて考察した。そのかかわりは直接的ではないことも多々あることをその末尾で指摘した。その拙稿の続編である本稿では、「商品→生活の安全」（商品の生活の安全への寄与）と地域とりわけ地域の安全とのかかわりについて考える。「商品→生活の非安全」（商品の生活の安全へのマイナスの寄与）が生じないようにすること、また生じたとき、被害を最小限にとどめることも本稿の考察範囲に入る。ここで「寄与」、「マイナスの寄与」の意味は明らかであろう。（この二者は、関与と総称される。

関与には、因果関係を含めて濃淡種々のレベルのものがある。）拙稿で指摘した「商品→生活の安全」における機序の多様性（「→」の内実の多様性）は、商品と生活の安全の間の媒介項に着目する視点の重要性を示唆している。本稿は、その媒介項として地域とりわけ地域の安全に着目した議論を、京都という地域における事例を差しはさみながら、行うものである。京都地域として京都市域を想定している。

§ 1 で地域概念の吟味を行い、本稿での地域概念のとらえ方を示す。§ 2 で地域とりわけ地域の安全と生活の安全の関係について考察する。本節までは、議論において商品は表面化しない。そして、§ 3 で地域の安全に商品がどのように関与するかについて考察する。前述のように、関与は寄与の場合もあるし、マイナスの寄与の場合もある。筆者は、本稿におけるイメージの軸として「商品→地域の安全→生活の安全」を描いている。このストーリーの下での地域の安全と商品のかかわり（「商品→地域の安全」）について考察する。自助、共助、公助の考え方を考察の糸口にする。§ 3 では京都における事例を差しはさむ。

生活の基盤をなす生活の安全は、京都に限らずどの地域でも生活者にとって共通の必須の要請である。この意味では、議論において京都固有性（いわゆる「京都らしさ」）の側面は希薄にならざるを得ない。しかし、生活の安全に対する考え方、それに由来する生活の安全の確保の方式には、地域の文化などが、住民など当事者がどの程度意識するかは別にして、関与するので、生活の安全に関連して京都らしさを見出

1) 守屋晴雄「生活の安全と商品」『龍谷大学経営学論集』第47巻第3号、2008年。ここで本稿の位置付けを述べておきたい。筆者は、龍谷大学社会科学研究所の指定研究「都市のにぎわいと生活の安全に関する経済学的研究——京都市とその周辺地域を対象とした事例研究——」（研究代表者：井口富夫龍谷大学経済学部教授、研究期間：2005年度～2007年度）のメンバーの一員である。この指定研究における筆者のテーマは、「生活の安全と商品——京都という地域の安全を差しはさみながら——」である。拙稿「生活の安全と商品」は、このテーマの下でのものであり、本稿は、この拙稿の続編に相当する。

す可能性がないわけではない。

「おわりに」では、本稿の議論の確認などを述べる。

§ 1 地域概念

本節では、地域概念、本稿で想定する地域概念について述べる。

地域は、政治、経済、文化上の諸特徴を持つ空間上の一定の範囲を指す概念である²⁾。地域はそれを含む全体に対する部分であるが、それ自身それが含む部分に対しては全体としての性格も有する。‘地域全体’という言葉の存在が、このことを示唆しているといえよう。

一定の範囲である地域を見る視点は多様である（論理上は、視点からそれに適切な範囲が導かれる）。住民の生活の場としての地域、商品の生産の場としての地域、商品の消費の場としての地域、文化の根付きの場としての地域、国や地方自治体の統治の対象としての地域は、視点のいくつかの例である。気象や地盤など自然的条件から地域を見る視角もある。これらの視点は、気象条件から栽培にふさわしい農産物が規定されるように、関連することもあるし、住民は商品の消費とともに生活を営むように、視点は複合されることもある。

地域研究には少なくとも次の2つがある³⁾。その1つがコミュニティスタディーズに相当するもので、それは、「人々の生活と生産の再生産の単位としての地域を基礎として、地域の存続の可能性を信じながら関連する全体を見通す研究分野を指す」ものである。生活と生産の再生産による存続が地域のキーワードの1つである。いま1つの地域研究は、エリアスタディーズに相当する地域研究である（本稿ではこの研究にお

ける地域概念があることを指摘するにとどめる）。本稿では地域として前者の地域研究における地域を想定する。すなわち、コミュニティの場としての地域を想定する。コミュニティは、本来、共同体⁴⁾のことであるが、本稿では厳密な意味でその用語を使うわけではない。それは、本来の共同体的性格をある程度以上有する、といった意味合いで用いられる。コミュニティとしての地域は、主に、住民の生活の場としてとらえられる。このとらえ方の中に住民の生活の安全が確保される場としての地域が位置づけられる。このとき、地域は各住民の地域環境としてとらえられている。その住民も地域の他の住民にとっては地域環境に属する。このように住民は地域環境の中で生活するとともに、地域環境を構成する一員である。

コミュニティとしての地域はさほど広くない領域であるのがしばしばである。広いとコミュニティ性は薄れる傾向が指摘されよう。広くない地域では火事や伝染病など生活の非安全（安全上の問題、安全を損なう問題）が広がりやすい。

住民は、地域環境（以下、しばしば地域と表現する）と日常的なかかわりをする生活主体である。本稿ではこのような住民を安全が確保されなければならない考察対象の中心に置く。住民の中に、住む場に加えて、働く場、学ぶ場も当該地域の人もいる。しかし、一般には、当該地域の住民以外もその地域と日常的にかかわることがあることは事実である。他地域に居住して当該地域に通学する学生や当該地域で働く人はその例である。本稿では、地域とのかかわりに着目して、これらの人も安全が確保されるべき主体であると考ええる。また、實際上住民の地域へのかかわりにはさまざまな濃淡がある。ベッドタウン地域に見られるように、昼は地域

2) 見田宗介他編『社会学事典』、弘文堂、1988年、597ページ（奥田道大氏執筆分）。

3) 2)と同じ。なお、地域概念、地域研究については次の文献も参照した。口羽益生「地域概念について——『地域総合研究』の発刊に寄せて——」『地域総合研究』（龍谷大学地域総合研究所）創刊号、1991年。

4) 『広辞苑』によると、共同体は、「血縁的・地縁的・あるいは感情的なつながりや所有を基盤とする人間の共同生活の様式」とある。そこでは「共同ゆえの相互扶助と相互規制とがある」とする。新村出編『広辞苑第六版』、岩波書店、2008年、736ページ。

外で過ごし、地域では睡眠だけの人も、地域とのかかわりは薄くなるものの、住民である。本稿では、住民を地域にかかわるという特質においてとらえ、逆にその特質を持つ人も、安全を考える考察対象とするのである。しかし、中心としては、上述のように、地域と日常的かかわりを有する住民を想定しているのである。

コミュニティには、事実としてのコミュニティ、理念ないし当為としてのそれという2つの語法がある。後者においては、コミュニティを地域のあるべき姿としてとらえている。このとらえ方が現実的な意味を持つ背景には、生活において地域のコミュニティ性が大切であるにもかかわらずそれが弱体化しつつあるという近年の構造的事実が挙げられる。

理念型としてのコミュニティの特質は、住民間の一体性に求められる。そこでは、地域内の他人に安全の問題など何か問題があったとき、放置しておけない人間関係が濃厚に存在する（そもそも地域内の住民に対しては‘他人’という概念は薄い）。全体として1つの単位という側面を有するコミュニティは、いずれの住民に問題があってもそれは地域全体の問題としてとらえられる。障害者、高齢者、病人などに生じる問題を放置しておけない地域全体の問題としてコミュニティの住民はみる。理念的にはコミュニティでは住民間の一体性が指摘される。

§ 2 生活の安全と地域の安全

本節では、「地域の安全→生活の安全」なるストーリーに着目する。「→」は必ずしも絶対的な因果関係を示すものではなく、薄いかかわりを示すこともある。

本稿が想定しているコミュニティとしての地域の目的は、前節におけるコミュニティスタディーズの説明に示されるように、一般には、地域の持続——生活と生産の持続——である。その目的のためには地域の安全の確保が必要不可欠である。

そこで「地域の安全」について吟味する。地域の安全は、すべての住民が安全であることを

内包することは当然である。どの住民も安全であることを、（住民に関して）‘一様に安全’と表現する。地域の安全といっても実体的には住民の安全であることに着目して、すべての住民に安全が確保されるとき、またそのときに限って、地域のそれとしてとらえるのである。このとらえ方は、住民全体の‘一様に安全’という視点によるものである。

以上の見方は、地域の安全を各住民の安全と言い換えたに過ぎない。この見方だけでは、地域の安全というようにわざわざ地域を明記する積極的意味に乏しい。地域の安全というとき、上記のことだけを含意するのではなく、たとえば住民間の関係にも注意する必要がある。すなわち、地域の安全は、各住民の安全の単純な和、寄せ集めだけではとらえ切れない面を有することに注意したい。

そこで、住民間の関係の例として地域における安全上の問題（非安全）の広がり可能性に着目する。市町村による家庭ごみ処理の本旨は、処理をしない場合のごみ（引き取られず路上などに放置されたごみ）を介したコレラなどの伝染病の住民への感染を予防することにあつた⁵⁾。（ごみに対する地球環境問題の視点は、近年のそれである。）火災の類焼も地域への非安全の広がりに通じる。伝染病の感染や火災の類焼は、非安全の伝播による広がり例である。以上の指摘から、「地域が安全で、初めて住民も安全である」という考え方が成り立つ。この考え方は、地域を全体としてとらえることを根底に有する。自分の家で出火の防止にいかに関心しても隣家の火災が自分の家に燃え移るかもしれない。各住民にとって「自分だけの安全」は成立しない。また、伝染病や火災に見られるように、各住民の安全が自分を含む地域の安全の前提をなすという意味で、安全な生活の住民から地域環境への‘安全の反射’が指摘される。自分の安全が地域の安全に反射的につながる。住民間

5) 井口富夫編著『規制緩和と地域経済——京都市と周辺地域の動向——』、税務経理協会、1996年、92ページ（筆者執筆分）。

における被害発生の可能性の普遍性はコミュニティ性の一種の側面である。生活の安全のための地域の安全は、社会的共通資本⁶⁾としての地域の安全というとらえ方につながる。このとらえ方には、地域の構成要素である各住民の環境としての地域という視点が底流にある。

住民の集積性（密集性）の高い地域では、その集積性の高さが、火災の類焼の場合は、類焼しやすい‘集積の不利益’を構成する。一方、集積性の高い地域の住民は互いに近隣なので平時、有事を問わず物理的に（そして精神的にも）協力しやすいことも事実である。これは、‘集積の利益’である。集積されている地域であると、要介護者など弱者への近隣者による協力が物理的にも精神的にもしやすい。

本稿では、主に住民から成る地域を想定している。住民は、通常、地域に足を落ち着けて生活する定住社会に属することが地域の視点の重要性の根底にある。しかし、地域の状況はさまざまである。嵐山界隈や河原町商店街といった観光地や商業地などにおいては、多くの他地域の住民がそこを観光や買い物のために来訪する。その場合、他地域の住民の来訪によるにぎわいゆえの安全問題が考えられる。この場合の安全性は、地域のにぎわいの制約条件としての安全性である。このようににぎわいの場合は、関係者は安全を考察する対象として当該地域への来訪者にも配慮を十分施す必要がある。このときの地域は、にぎわいを創出する企業などのビジネス手段としての地域という側面を有することがしばしばである。このように、地域の安全は、地域の状況を勘案して考察される必要がある。

「地域の安全→生活の安全」なるストーリーは、生活の安全のための重要なストーリーである。同時に、地域の安全が各住民の生活の安全から導かれる面も持つのである。

本節では、生活の安全に対する地域のかかわりについて述べた。ここで1点付言しておく。

6) 社会的共通資本の考え方については次の文献を参照した。宇沢弘文『自動車の社会的費用』、岩波書店、1974年、119-130ページ。

上述の内容は、地域の安全を現象的に把握したものである。しかし、地域の安全を深く理解するためには、住民や行政などが地域の安全をどのように考えているか、その確保のためにどのような工夫を凝らしているか、また、どの程度その工夫が根付いているか、などを付度しなければならない。地域の建物に割れている窓があると、さらに窓を割る行為が繰り返される、という「割れ窓理論」があるが、割れ窓があった場合の住民や行政の対応は一種の文化から導かれる面を有する。住民を中心にした安全の確保の問題は、地域文化などを含む大きなフレームの中でとらえられる必要がある。

本節では地域の安全と生活のそれに関して若干の吟味を行った。地域は全体においてとらえられるという全体的性格を改めて注意したい。

§ 3 地域の安全と商品

1. 商品の自由性

前節では、「地域→生活の安全」とりわけ「地域の安全→生活の安全」に着目した。本節では、商品を視野に据えて、「商品→地域の安全」について考察する。地域の安全のために商品を活用する、商品がかかわって地域の安全がそこなわれることのないようにする、というように、‘商品と地域’の問題をとらえる。この場合の地域は、住民の生活の安全からの地域であることはもとよりであるが、商品との関連では、住民による商品の消費地としての地域である。議論において京都という地域におけるいくつかの事例を差しはさむ。

拙稿で商品についての若干の考察を行った。ここでその考察を少し敷衍する。商品について‘商品の自由性’という性格が指摘されるということを目指したい。ここで‘商品の自由性’は、市場経済体制における商品の生産に関する生産者における選択の自由性という意味である。生産者は、後述の必須制約さらには法律や公序良俗の制約はあるものの、基本的には、生産に関して、どのようなコンセプトで、何を、どのように、いつ、どこで、…、生産してもよいこ

とになっている。コンセプトの一環を構成する用途に関する自由性では、例えば、同じヘルメットでも野球用のヘルメット、単車用のヘルメット、工事用のヘルメットと選択肢は多様である。これら以外に生産者がヘルメットの用途を銘打つことも自由である。「転ばぬ先の杖」ならぬ「転んだ後のヘルメット」と銘打って、足腰の衰えた高齢者用のヘルメットを生産することも自由である。商品の自由性は、商品の選択の自由など消費における消費者の自由性に支えられる。商品は、基本的に、どこで生産されてもよいし、どこで消費されてもよい。京都で消費される商品は、京都で生産される必要はなく、生産地を問わない（外国でもよい）。京都で生産されても京都で消費される必要はない。（ここでは‘商品の自由性’という表現をしたが、その表現で示す内容を基本的に保障する市場経済体制という社会システムが本質的に重要である。）

しかし、‘商品の自由性’といっても生産者にとりすべてのことがらから全く自由ということではない。商品は何らかの有用性の担体でなければならない。有用性は、消費生活者にとって商品の購入の目的であるが、生産者にとっての制約としてもとらえられる。また、商品の販売が生産者に利潤をもたらすという条件も成立しなければならない。これらは商品に対する必須制約（根本制約）である。生産者にとっての利潤条件は、消費者にとっては、価格を通して、支払いのための所得の存在という必須制約につながる。

しかし、有用性が商品に対する必須制約であることは、① 有用性がないにもかかわらず、売り手が買い手に対し、あるように誤認させること、② 有用性がありさえすればよいと生産者や消費者が考えることに通じることが実際上しばしばである。これらのことによる社会的弊害の発生ないしその可能性は、法律や行政などによる規制の必要性や合理性を誘導する。

2. 商品の限界と地域

‘商品の自由性’を媒介にして商品の生活への寄与、本稿の考察対象である商品の生活の安全への寄与が増大している⁷⁾。しかし、實際上、商品による生活の安全への完璧な寄与には限界がある。商品の生活への寄与そのものの中に、安全の問題が潜んでいることも多いし、また、商品がすべての生活局面の安全に寄与できるわけではない。このような限界を補うものの重要性ここでは地域の重要性が浮上することに筆者は着目するのである。つづめていえば、商品のプレゼンスの大きさゆえの地域の重要性であるし、商品の限界ゆえの地域の重要性である。また、プレゼンスの内実、限界の内実、住民にとって一様ではない。すべての住民の安全な生活のための能力（とりわけ低いレベルのそれ）に商品が追いついていないことも多々ある。例えば地域の独居高齢者に対し、通常はITによる状況把握などのセキュリティサービスはできるにしても、サービス提供者と離れていると、高齢者は、身体に異常が起きたときなどすぐには必要サービスを受けられないこともあろう。このとき、高齢者は、地域を構成する隣人などに助けを求めることを必要とする。また、隣人に助けを求めることができないとき、地域住民が高齢者を頻繁に見回る共助の仕組みが機能する。

3. 自助と商品

以下、地域の安全のための商品（「商品→地域の安全」）について考察する。自助、共助、公助の考え方を糸口に地域の安全のための商品を考える⁸⁾。公助の概念には国や自治体などの

7) 商品が安全に寄与していることを軽視してはならない。例えば、利用客のすこぶる多い鉄道駅に設置されている自動改札はホームに人があふれることの緩和を通して利用客の線路への転落を防止している。通常は防災ビジネスや防犯ビジネスなどの安全ビジネスの中には位置付けられないが、機能の中に安全ビジネスに通じるような機能を持つ商品は多い。

8) 自助、共助、公助を「商品→地域の安全」における媒介項としてとらえていることになる。

公的な主体が入る。本稿では生活の安全のための自助、共助、公助に着目する。また、安全な生活のために助けを受ける立場に主に着目する。自分が自分を助ける自助の主体は、住民に限らず、学校などに対しても成り立つ概念である。この見方は、学校が自助でその安全（具体的には、生徒や教職員の安全）を確保しようとするという見方である。

まず自助に目を向けよう。自助の語義は、「自分で自分の身を助けること。他人に依頼せず、自分の力で自分の向上・発展を遂げること。」である⁹⁾。「他人に依頼せず自分の力で」といっても、それは「徒手空拳で」ということでは決してない。自分の所得で商品を買ひ、その使用によって自分の身の安全を助けることは自助に属する。その入手に一方的な贈与に依存しない商品は、自助概念となじむ。（ここで「自分の所得」は自分で稼いだ所得を含意している。生活保護による収入による商品購入は自助とはいえない。しかし、その商品によって自身の身の安全を助けることは、その限りでは、自助である。）

ホームセンターなどで買う消火器は明らかに自助の手段という側面を有する。「消防署のほうから来ました」と言って、消防署関係の訪問者と住民に思い込ませ、消火器を売り付ける問題商法（たかり商法）は、生活の安全における消火器の重要性を販売上の説得要因にしている。

消防法の改正により2007年6月から新築住宅に対して住宅用火災警報器の設置が義務化されている¹⁰⁾。このとき、該当住民にとり、火災警報器は制度に基づいて購入を強制される商品である。

消火器や火災警報器は、設置住宅に対し、火災の拡大に抑制的に作用するので、少なくとも住民の生活の安全の和としての地域の安全に貢献する。また、類焼に連なる火元になることを抑制することから他の住宅（そこに居住する他の住民）との関係という点からも地域の安全に貢献する。

学校も自助を考える主体と考えることを上述した。不審者による身体への危害に対する抵抗力の弱い児童が通う小学校を取り上げる。

京都市立の小学校などに対するアンケート¹¹⁾によると、「不審者侵入時に備えた安全確保のための防御器具等が設置されていますか。」という問に対し、「設置されている」が95.7%、「設置できていない」が4.3%であった。具体的には、防御器具類としてさすまたが圧倒的に多く、防犯ブザー、笛、ネットランチャー、催涙スプレー、撃退棒、楯、木刀なども活用されているという。これらは、学校としての自助手段である。防犯ブザーについて付言すると、子供たち全員に携帯させている学校が51.2%、一部の学年や希望者のみの携帯まで含めると77.4%にもなる。その購入費用の出所としては、希望する各家庭が購入している学校、PTA 予算によって購入している学校、地域からの寄付によって購入している学校が見られる。

西本願寺門前町にある京都市立植柳（しよくりゅう）小学校に着目する¹²⁾。同校は、由緒ある神社仏閣の豊富な京都を代表する地域の一角に所在する小学校である。同校の学区は堀川通り、七条通り、新川通り、六条通りに囲まれた長方形の地域である。

学制が發布された明治5年の前の明治2年に、京都では地域の人の協力による番組小学校がす

9) 『広辞苑第六版』の1226ページ。

10) 火災警報器などの消火関連設備を備えているビルは、それが正常に稼動するかどうかの定期的チェックを消防署から受ける。なお、西本願寺門前町にある宇佐美松鶴堂は、文化財修復の業務において文化財を扱うため、ハロン消火設備を持っている。ハロンは特殊ガスである。普通の消火器であると、その消火剤を浴びた文化財は修復不可能になる。

11) 京都市立小学校校長会の中の部会の1つである学校経営部の教育環境委員会が2006年度に全市小学校・総合養護学校を対象に行った安全な学校作りの実態調査による。回答校は164校であった。

12) 2007年10月26日の今井良三氏（京都市立植柳小学校長）へのヒアリングによる。ヒアリングに基づく記述における数値は、この今井氏の場合を含め、ヒアリング時のものである。

でに設立された。番組小学校は、人づくりの大切さを認識する地域住民にとって愛着のきわめて深いものであった。(その機能は、現在の小学校のそれよりはるかに広範なものであった。)校門の閉鎖・開放については、開放された校門が基本であった。開放は、学校は地域のものという意識の象徴であった、といえよう。「校門は基本的に閉鎖しておくもの」という概念がかつての地域住民になかったのではないかと筆者には推測される。設備のような物的なものによってではなく大人の目で直接的に児童を見守る機運が高かった。

しかし、1999年の京都市立日野小学校で起きた児童殺傷事件が学校の安全・安心への強い関心の契機となった。植柳小学校では、3年位前から開放方式でよいか疑問が生じ、現在、正門(南門)を閉じている。言葉に障害のある人への対応などに問題を残しつつ、インターフォンによるオートロック方式となっている。正門は校舎1階の職員室から直接見渡せる位置関係になっている。校舎は、1階が保健室などの特別教室であって、2階、3階が、児童が通常在室する普通の教室である。クラスの教室が2階、3階にあると児童に危害を加えた者が逃げにくいので、この校舎の利用方法は児童の安全に働くといつてよい。

2010年に同校は他の小学校(六条院、崇仁)と統合されることになっている。その小学校では余計な入り口を作らない方針である。

植柳小学校は、安全のための訓練を児童対象に行っている。避難経路訓練、地震対応、不審者への対応などがその内容である。不審者への対応では、その訓練を余りリアルに行うと、児童に恐怖心を植え付けてしまうので、難しいところである。また、世の中を知らない児童に趣旨の説明が難しい。

教室の配置のように商品によらない自助もあるが、さすまたのように商品の寄与する自助も多い¹³⁾。

13) さすまたなど防御器具類の入手には、(購入ノ

4. 共助と商品

次に共助に着目して、「商品→地域の安全」を考える。共助は地域の人の間の助け合いである。地域住民が少しずつ労力などを提供し合うといったニュアンスが、筆者が認識する共助にはある。(住民が費用を出し合って、ある範囲の生活の安全を業者に依存する場合には、共助のニュアンスが相対的に希薄である。)

公的介護保険制度も市町村単位の一種の共助を指向している(同制度には税金投入もあるので、公助の面もある)。ここでは植柳学区(植柳元学区)における共助に着目する。地域消防分団、夜回り隊、登下校時の児童見守り隊を紹介する。

(i) 植柳学区の地域消防分団(植柳消防分団)を取り上げる¹⁴⁾。同分団員の年齢は、30歳~53歳である。(他学区では、たとえば50歳~70歳のように高齢であり、80歳以上の人がいるところもある。)植柳学区の団員の数は19人である。植柳消防分団長の下に、庶務部、警防部、予防部という組織を作っている。市の助成金によって備品類を買うとともに、ヘルメット、制服(防水、防災、難燃のもの)などは市から支給される。制服は、消防関連活動のための実用上のものではあるが、統一した制服には、仲間意識の醸成、任務上の意識の統一を狙う面もある。京都市下京消防団から無線機を借りている。消防分団員はポンプ、ホースの使い方、心肺蘇生法などの訓練を受ける。班長、部長、副団長になるとき相応の講習を受けるなどの条件を必要とする。毎年5月に、七条中学、京都市消防

、主体がどこかは別にして)購入が支配的である。
なお、前出のネットランチャーは日本工機株式会社の商品の登録商標である。文部科学省によると、防犯カメラなどの監視システムを導入している学校は、2006年度末で、約3校に2校であり、3年間に4割増えた(『日本経済新聞』2008年2月7日付)。監視システムは、インターホン、警報センサー、防犯カメラ、認証装置などによって構成される。

14) 2007年4月26日の村上茂氏(下京消防団植柳分団長)へのヒアリングによる。

学校を会場とする消防分団全体の大会が行われる。そこで各消防分団を競わせてモチベーションを維持することが大会の趣旨の1つである。

2004年3月28日に植柳学区で火事があったが、ここ数年間は同学区に火事はない。その火事の際、消防局による円滑な消火活動を助けるロープ張りなどを行った。下京消防署などの消防車が到着するまで火災の拡大を防ぐために消火器による消火活動を行った。

他学区（特に隣接のそれ）とも協調体制をとっている。実際、他学区での火事において植柳学区の消防分団が協力したことがあった。

(ii) 次に夜回り隊を紹介する¹⁵⁾。植柳学区に属する夜回りメンバーは月2回（5、20日）集まる。夜回り隊のメンバーは20人（内女性1人）である。メンバーは消防分団員同様ボランティアである。夜回り巡回関係の時間は19時30分～21時30分であり、30～60分ほどが費される巡回の前後に、打ち合わせ、報告がそれぞれ行われる。巡回では、拍子木、ハンドスピーカー、ライト、無線機などが用いられる。

メンバーは、下京消防署によるレスキュー指導を受ける。また、夜回り隊は人工呼吸など保護者のための講習のお世話をする。実際、夏に小学校プールでの水難事故があった。

住民の気を引き締めるべく無火災推進日を設けている。また、12月25日～30日には年末特別警戒が行われ、「火の用心」に加えて、戸締りなどの注意を住民に特に喚起している。

(iii) 次の登下校時の児童の安全のための見守り隊を紹介する¹⁶⁾。

60人ほどがローテーションになっている見守り隊が植柳自治会協力の下に結成されている。正面通り、西洞院通り、若宮通り、新川通りで児童を見守る。8時前から8時半、14時から16時がその時間帯である。七条警察と相談して、児童登下校時には車の通行を規制（通行止め）してもらっている。ドライバーには看板などで

協力をお願いをしている。児童が家を出るとき、家に帰るとき、保護者には児童の見送り、出迎えのために家の外に出てもらうように学校はお願いしている。植柳学区におけるこのようなシステムは、京都でも有数に整備されているとしてよい。

以上、植柳学区における3つの共助の例を紹介した。いずれにおいても少しずつ住民が労力を提供し合っている。

警察からの公助、小学校の間の共助もある。警察から教育委員会を通して安全・安心の関連情報が植柳小学校のパソコンに毎日入る。同校に固有の情報ではないが、適宜役立てている。また、下京区の11の小学校のいずれかの学区内に事件が起こったとき、11の小学校は直ちにその情報を共有するようにしている。

近時、小学校の状況は落ち着いている（事件はない）。

共助のための種々の道具には商品として購入されたものも多い。しかし、共助において商品の寄与が顕著ではない印象を筆者は持つ。このことは、労力を出し合うという共助の趣旨から当然かもしれない。しかし、労力の出し合いを起点としながらも商品の寄与は増していくものと思われる。

5. 共助の背景としての地域文化

以上、植柳学区における共助の状況について述べた。次に、そのような共助の背景にある文化的な側面に着目する。（風土的な側面と表現してもよい。）

高齢者、身障者、子供など安全確保能力の低い人の生活の安全のための地域住民の協力は、単に表面的な理屈や義務感だけからではないように筆者には思われる。植柳学区を例に述べる¹⁷⁾。

植柳小学校を会場として学区住民を主な対象にした夏祭り、冬祭りが毎年盛大に行われる。いずれの祭りも多く多くの住民が参加する活気ある祭りである。その際、地域の消防分団が、児童

15) 2007年4月12日の宇佐美直秀氏（宇佐美松鶴堂社長）へのヒアリングによる。

16) 12)と同じ。

17) 12)と同じ。

に消火器の使い方などを教えているので、すべての児童が消火器の操作を経験しているとしてよい。祭りにおいては、小学校のガス、水道などを住民が自由に使っていることが示すように、住民は学校をあたかも自分の家のように使っている。祭りとは関係ないことであるが、児童による西賀茂での野菜作り学習で収穫された大量の野菜を住民の畳屋さんが自家用トラックで学校まで運ぶなど住民に学校はお世話になっている。これらは学校と住民の間の持ちつ持たれつの親近感を示しているといえよう。

今井校長は、いくつかの学校に赴任したが、この学区は、学校に親近感を持っている保護者が多いことに加え、家庭環境がしっかりしていることなどを感じる、という。同学区では、三世代家族の児童、そうでなくとも同じ学区内に祖父母がいる児童が多い。遅刻、欠席が少なく、また、始業時間ぎりぎりではなく、余裕を持って登校する児童が多い。家庭におけるしつけ、健康管理などが行き届いている、と同校長は感じている。仏壇・仏具関係を中心とした自営業の保護者が多いこともあって、住民の転出、転入が少ない。よい意味で「いい加減なことをしたら恥ずかしい」という世間体を気にする親の意識がある。反面、プライバシーはないがしろにされがちである。

6. 公助と商品

次に、公助に着目する。筆者は、公助に対し、京都府や京都市などの公的機関による制度的な助けをイメージしている。公助は、税金を媒介にした所得の再分配による。共助よりその対象範囲は広域のものが多く。しかし、公助は、基本的には、管轄地域の住民を対象にしている。

安全のための公助の存在意義は、安全は住民の生活基盤であるにもかかわらずある種の安全の確保（被害を最小限にとどめることを含む）は住民個人の力量をはるかに超えていることに求められる。本格的な火災の消火は個人の能力をはるかに超えている。ある種の「食の安全」についても同様である。京都市も京都府も住民

の安心・安全の確保に政策上の大きな力点を置いている。たとえば京都市は、「京の安心安全 ネット総合プラン～市民の皆さんが安心できる安全なまちの実現に向けて～」を2006年に策定し、そのダイジェスト版を各戸に配布した。国においても国民などの生活における安心・安全の確保に政策の力点を置いている。現在、政府内で消費者庁の構想が検討されている。これらのことは、住民、国民の安心・安全を守る行政の中核的な責務から見て当然のことである。

消防サービス、警察サービスは公助の代表的なものであるが、ここでは2つのセンター（消費者センター、防災センター）を紹介する。いずれも行政サービスによる公助である。これらの公助では、植柳学区における共助に見られるようなコミュニティ性は希薄になる。

消費者センターに着目する。京都府のものは京都府消費生活安全センターであり、京都市のものは、京都市市民生活センターである。府民、市民などに直接的な行政サービスとして消費者相談、消費者啓発などが行われる。センターの活動は、生活の安全の確保のみを指向しているわけではない。しかし、多くの活動において、安全な生活への指向を内在する。京都府の消費者センターの名称が2007年に京都府消費生活科学センターから上記の名称に改称された。「科学」から「安全」への改称は、府の姿勢を示す象徴的なことである。

センターの利用は無料なので、その提供サービスは商品ではない。商品との関連の例として、センターは、各種の啓発活動などを通して、安全に寄与する商品の購入と安全を損なう商品の購入の回避を住民に促すという面を持つことを指摘しておこう。安全な商品の選択は、結果として、安全面で不適格な商品の市場からの排除につながる面を持つ。

次に、防災センターを紹介する¹⁸⁾。1995年に京都市市民防災センターが設立された。京都市

18) 2007年11月6日の山本良弘氏（京都市市民防災センター総務課長）へのヒアリングによる。

防災協会がセンターの管理、運営を受託している。同協会の事業目的は、「防災思想及び防災知識の普及並びに防災に関する技能向上のための教育指導…（中略）…を推進し、もって地域社会の安全と福祉の増進に寄与すること」である。センターは京都市立であるが、センターへの来訪者の半分以上が他地域からであり、少なくとも「ほとんど京都から」ということではない。

センターの利用は無料であり、有料化の話はない。

商品との関連を考える。センター内に展示用、販売用の各種の防災商品のコーナーがある。防災商品を売ることがセンターの主たる目的ではない。同様のものはホームセンターで売られている。ただし、来訪者に防災商品のコーナーを見てもらうことは、それへの関心を高め、センターで購入しなくとも、後日の購入への動機付けにはなる。また、センターによる来訪者への防災指導に登場する消火器など種々のものについても、後日における購入の動機付けになる。

市外からの来訪者が多いことが示すように、同センターは全国的にも有数のセンターである。

以上2つのセンターを紹介した。いずれも、基本的には、地域の住民全体を提供サービスの主要な対象としている。

いずれのセンターも自助を助ける公助の面を有することは明らかである。センターでの体験、学習を通して住民の生活主体としての自立性の向上につながることを望ましい。「消費者保護基本法」が改正された「消費者基本法」の精神は、自立した消費者にある。センターによる啓発においては、テクニックのみではなく思想を学ばせることが大切である。防災センターでは、AEDなどの使用方法といったリテラシー的なものの指導にとどまらず、その背後にある安全重視の思想を考えさせることも大切である。

公助には具体的にさまざまなものがある。公助の2つの事例をこの項の最後に指摘しておく。

京都市による「商品→地域の非安全」の抑制を指摘する。例えば、市の保健福祉局による食

品の監視（店頭食品の抜き取り検査などによる）、食品関連事業者に対する講習などによる安全の指導が行われている。

公助のカバーから、イメージ的に、はずれると思われるが、国による犯罪者に対する刑罰の制度も非安全の抑制作用があろう。府や市による条例による違反者への罰則にも非安全の抑制作用を見出せるものがある。

7. 自助、共助、公助の組み合わせ

本節では、自助、共助、公助を糸口にして、「商品→地域の安全」について考えた。

本節の3.～6.に例示されているように、生活の安全のための自助、共助、公助の組み合わせの視点が大切である。まず、自助可能なものは自助で、公助によらなければならないものは公助で、といった組み合わせである。また、自助、共助、公助なる概念は成り立つにしても、実際は純粹の自助、共助、公助とは限らないことにも注したい。例えば、「中心が自助、補助が公助」のこともあろうし、この反対（「中心が公助、補助が自助」）もある。これらのような意味の組み合わせによる生活の安全の視点も重要である。

自助、共助、公助いずれにおいても上述のように商品の関与が成り立つ。‘公助と商品’の項で述べなかったが、消防における消防自動車のように、公助において、自治体が商品として購入したものが寄与することが多い。繰り返しになるが次のように指摘しておく。生活の安全の確保のための手段の1つが商品である。しかし、現代では、生活において商品の関与するケースが多い。商品は、「安全確保と市場、安全確保と非市場」の問題では、前者に属する。市場は、異なる経済主体間の交換を本質とする取引の場である。かつては生活において市場の活用の割合は低かった。現在はそのような状況からは離陸して商品のプレゼンスが高まったとはいえず、生活の安全に対して商品万能というわけではない。自助は元よりであるが、住民の間の共助、国や地方公共団体による公助などを通

した生活の安全の確保の必要性は高まっている。

本節では「商品→地域の安全」について述べた。前節で述べた「地域の安全→生活の安全」と相俟って商品が生活の安全に寄与するストーリーを本稿では描いたのである。

おわりに

本稿では「商品→生活の安全」における地域とりわけ地域の安全の媒介について考察・整理した。すなわち、生活における商品のプレゼンスの大きさにかんがみて、「生活の安全と商品」に着眼し、「生活の安全と商品」について地域とりわけ地域の安全を媒介にして考察・整理してみた。地域の安全を住民の生活の安全の和としてとらえるだけでなく、住民間の関係という視点の重要性を指摘した。自助、共助、公助に着目して、地域の安全と商品がどのようにかかわるかの一端を示した。自助、共助、公助の間の組み合わせの視点を指摘した。地域の事例として京都市域ないしその部分（これも地域である）に着目した。

生活の安全についての地域文化の重要性を指摘したい。改めてそのように銘打たなくとも存在する安全への考え方は、一朝一夕に形成されるものではない。

安全は決して独立したものではない。生活の安全を考察するとき、表面的・現象的なことがらを包蔵するより大きなフレームからの考察が肝要である。生産地についての商品の自由性がいみじくも示すように、「地域は閉じていない」のである。このことは、地域の部分的性格の一例でもある。また、地域の祭りの中に、消火器の講習を組み込んでいることも安全はそれ自身を切り離して求めにくいことを示唆している。

地域の部分的性格と全体的性格という両様の性格の中で、商品を地域の安全にうまく活用する、また、商品のかかわる安全の問題が起こらないようにするための住民、行政などの各主体の柔軟な発想が大切である。

本稿では議論における論旨の運びが明快でない。このことは、地域概念の明確化が、また、自助、共助、公助の概念の明確化、これらの概念の間の関係の明確化が不十分であることを一因とする。さらに、これらの不明確性は、関連する事例の蓄積が欠如していることの結果でもあるので、事例をさらに調査、考察する必要がある。

(受理 2008年2月13日)